

定 款

株式会社ベーシック

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、株式会社ベーシックと称し、英文では Basic Inc.と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. テクノロジー及びデータ（人工知能その他の先端技術を含む）を活用した業務プロセスの設計、改善、効率化及び自動化に関する事業
2. 情報通信技術を用いたソフトウェア、アプリケーション、プラットフォーム及び関連サービスの企画、開発、提供、販売、運用及び保守
3. 企業の経営、組織運営、業務改革及びマーケティング活動に関する支援及びコンサルティング業
4. データ分析、人工知能、機械学習及びその他先端技術を活用した業務支援、研究開発及びソリューション提供事業
5. 教育、研修、人材育成及び人材マネジメントに関する事業
6. 広告、広報、ブランディング及びデジタルマーケティングに関する事業
7. 企業間連携、業務提携、出資及び投資に関する事業
8. イベント、セミナー及びコミュニティ運営に関する事業
9. 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
10. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査等委員会
- （3）会計監査人

第5条（公告の方法）

1. 当社の公告は、電子公告により行う。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、20,010,000株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2） 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3） 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

1. 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第 14 条（議長）

株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 15 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、複数の株主を代理人とする場合には、当社の承認を受けなければならない。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 17 条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めたものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 18 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（取締役の員数）

1. 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、5 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。

第 20 条（取締役の選任方法）

1. 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 21 条（取締役の任期）

1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

第22条（役付取締役）

取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

第23条（代表取締役）

1. 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。
2. 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

第24条（取締役会の招集及び議長）

1. 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第25条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役会の決議事項について取締役の全員（当該決議事項につき議決に加わることのできるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第28条（議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 31 条（取締役の責任免除）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 32 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 33 条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 34 条（議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第 35 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

第 36 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 37 条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 38 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

第39条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

第40条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

第41条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第42条（配当金の除斥期間）

1. 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の配当金には利息をつけない。

第8章 附則

第43条（公告の方法の効力発生日）

1. 第5条（公告の方法）の変更は、2025年12月11日から効力を生ずるものとする。
2. 本条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。

第44条（電子提供措置等の効力発生日）

1. 第17条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行する会社となった日から効力を生ずるものとする。
2. 本条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。

（改正経緯）

2004年3月3日制定

2005年7月31日改正

2006年5月1日改正

2009年5月11日改正

2009年12月14日改正

2014年8月5日改正

2014年9月25日改正

2017年3月31日改正

2018年3月30日改正

2019年3月29日改正
2019年6月24日改正
2020年12月28日改正
2021年4月15日改正
2021年5月10日改正
2021年11月29日改正
2022年3月30日改正
2025年11月25日改正
2025年12月11日改正